



島根県報

平成23年 8 月 26 日 (金)

号外 第 156 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【教委公告】

平成24年度島根県教育職員（実習助手・寄宿舎指導員）採用候補者選考試験の実施（高校教育課） 2

教 育 委 員 会 公 告

平成24年度島根県教育職員（実習助手・寄宿舎指導員）採用候補者選考試験を次のとおり実施する。

平成23年 8 月 26 日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

1 目的

この選考試験は、平成24年度島根県立学校の教育職員（実習助手・寄宿舎指導員）の採用候補者を選考するために行います。

2 募集職種、募集種別、職務の概要及び採用予定人員

募集職種	募集種別	職務の概要	採用予定人員
実習助手	農 業	農業の実験又は実習について、教諭の職務を助ける。	2名程度
寄宿舎指導員		特別支援学校の寄宿舎における幼児、児童又は生徒の日常生活上の世話及び生活指導に従事する。	2名程度

※ 身体に障がいのある者を対象とした選考（募集職種：実習助手・寄宿舎指導員）

身体障害者手帳の交付を受けている者で、自力での通勤が可能であり、介助者なしで職務の遂行が可能な者を対象とする選考を行います。採用予定人員は、上記採用予定人員に含みます。

- (注) (1) 採用予定人員は、変更する場合があります。
 (2) 実習助手の勤務場所は、島根県内の県立学校（高等学校・特別支援学校）です。
 (3) 寄宿舎指導員の勤務場所は、島根県内の特別支援学校です。
 (4) 採用後は全県的な異動があります。

3 出願資格

- (1) 昭和42年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者
 (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格事由に該当しない者

4 出願手続

- (1) 出願期間 平成23年9月9日（金）から9月22日（木）（必着）まで
 ただし、郵送の場合は、平成23年9月21日（水）消印有効とします。

- (注) (1) 封筒の表に「教育職員選考試験願書在中」と朱書してください。
 (2) 持参の場合の受付時間は、月～金曜日の9時～17時とします（祝日は除く。）。

- (2) 願書等の提出先 〒690-8502 松江市殿町1番地 島根県教育庁高校教育課
 (3) 受験票は、10月7日（金）以降に郵送します。受験票が10月14日（金）までに届かない場合は、島根県教育庁高校教育課に照会してください。

5 提出書類

(1) 平成24年度島根県教育職員（実習助手・寄宿舎指導員）採用候補者選考試験願書	様式1によること。 (注) (1) 出願職種を必ず記入すること。 (2) 必ず写真を貼付すること。なお、受験票用に願書と同じ写真がもう1枚必要です。	1通
(2) 自己アピール	様式2によること。	1通
(3) 連絡用封筒	封筒角形2号（33.2cm×24.0cm）に300円分の切手を貼付し、郵便番号、住所、氏名（「様」を付ける。）を明記すること（封筒の口には両面テープを貼ること。）。	2通
◇ 身体障害者手帳の写し	「身体に障がいのある者を対象とした選考」を志願する者のみ提出する	1通

	こと。	
--	-----	--

(注) 受験票用の写真について 願書受付け後、教育委員会より受験票を送付します。送付した受験票に願書と同じ写真を貼付し、受験日に必ず持参してください。

6 選考試験

(1) 試験日及び会場

期日 平成23年10月22日(土)、23日(日)

会場 島根県教育センター 松江市内中原町255-1

島根県立松江農林高等学校 松江市乃木福富町51番地

(連絡先) 島根県教育庁高校教育課 TEL0852-22-5411

(2) 試験内容

実習助手 教養試験、適性検査、面接試験、実技試験①(パソコン操作:ワープロソフトを用いての文書作成及び表計算ソフトを用いてのデータ処理)、実技試験②(農業実習に関する実技試験)、専門教養試験
 寄宿舎指導員 教養試験、適性検査、面接試験、場面指導、実技試験(パソコン操作:ワープロソフトを用いての文書作成)

※詳しくは、受験票送付の際に通知します。

(3) 選考結果の通知

平成23年11月14日(月)午前9時に県庁前掲示板に掲示するほか、途中棄権者を除く全受験者に通知します。あわせて高校教育課ホームページ(<http://www.pref.shimane.lg.jp/kokokyoiku/>)に掲載します。選考結果の情報提供を試験不合格者のうち、希望する者に対して行います。希望する場合は、願書の該当欄に○印を記入してください。試験ごとの成績を3段階で情報提供します。

7 採用候補者名簿登載等

(1) 選考試験の成績及び提出された書類等により選考し、平成24年度島根県教育職員(実習助手・寄宿舎指導員)採用候補者名簿(以下「名簿」という。)に登載します。

(2) 実習助手の名簿登載等について

ア 名簿に登載された種別と異なる種別で配置し、当分の間勤務してもらうことがあります。

イ 名簿登載され、県立学校に配置後、登載された種別と異なる種別に異動してもらうことがあります。

(3) 実習助手の選考にあたっては、募集種別に関連する高等学校教諭普通免許状を所有していることを考慮します。

(4) 寄宿舎指導員の選考にあたっては、盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校教諭の普通免許状を所有していることを考慮します。

(5) 名簿登載有効期間は、登載された日から平成25年4月1日までとします。

(6) 資格要件を失った場合又は申請書類に虚偽の記載があった場合には、名簿登載は失効します。

8 その他

(1) 問合せ先

島根県教育庁高校教育課 TEL0852-22-5411

(2) 提出書類については、一切返却しません。

(3) 車椅子の使用や、点字による受験等を希望する場合には、願書の該当欄に○印を記入してください。後日、担当者が連絡します。

(4) 給与は、高等学校等教育職給料表が適用されます。各人の経歴等により多少異なりますが、概ね次のとおりです。

(平成23年4月1日現在)

	高校卒(満18歳)	短大卒(満20歳)	大学卒(満22歳)
初任給	148,800円	166,300円	189,300円

この他、給料の調整額、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の諸手当が、それぞれの支給要件に応

じて支給されます。